

高齢者補聴器購入費 助成事業のご案内

裾野市では、認知症やフレイルの原因の一つである難聴を予防し、高齢者の生活支援や社会参加を促進することを目的として、高齢者の補聴器購入費の助成を行います。

助成金上限額 **30,000円**

(補聴器購入費の1/2の額と30,000円のいずれか少ない額を助成)

対象者

- ・裾野市の介護保険被保険者である65歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
(医師の証明書が必要です。)
- ・その他の制度による補聴器購入費助成の対象とならない方
- ・介護保険料の滞納がない方



申請方法

必要な書類を添えて、下記提出先に「購入費助成申請書兼請求書」を提出してください。

添付書類

- ・医師の証明書(両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であることを証明するもの)
- ・補聴器購入費の領収書

添付書類は次のウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/5/1/ninchisho/21196.html>



提出先: 裾野市介護保険課(裾野市佐野1059番地)

注意事項

- ・令和8年度開始の事業であるため、令和8年4月1日以降に購入した補聴器のみが助成の対象となります。
- ・助成を受けられるのは1人につき1回のみです。
- ・助成を受けるためには、購入から90日以内に申請書を提出する必要があります。
- ・令和8年度の予算成立をもって実施される事業であるため、内容が変更となる可能性があります。

(問合せ先) 裾野市介護保険課 055-995-1821